

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 19 号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成 12 年瀬戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 <省略> <u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額23,738円とする。</u>	(保険料率) 第3条 <省略>
<u>3 前2項に定める保険料率により算定した当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u>	<u>2 前項各号に定める保険料率により算定した当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、適用しない。